

平成 23 年度東京都地域支え合い体制づくり事業の概要

1 事業概要

(1) 経緯・目的

自治体、住民組織（自治会・町会等）、NPO法人、福祉サービス事業者等が協働して地域における日常的な見守りや支え合いの取組を行えるよう、高齢者等への支援を目的とする活動の立ち上げ、地域活動の拠点整備や人材育成などを支援する。
国の平成22年度補正予算において、介護基盤緊急整備等臨時特例基金を活用して行う事業の1つとして創設された。

(2) 実施主体 都及び区市町村（事業のイメージは裏面参照）

※ 実施主体は自ら実施又は地域の住民組織（自治会・町会等）に補助・委託し、本事業を実施する。

(3) 補助率 10/10

(4) 実施期間 平成23年4月1日～平成24年度3月31日

(5) 都交付額 6.8億円

2 事業内容(右表「事業内容・補助基準額」参照)

(1) 地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業

(2) 地域活動の拠点整備

(3) 人材育成

3 対象除外

(1) 既に実施している事業（ただし、「徘徊・見守りSOSネットワークの構築」及び「生活・介護支援サポーターの養成」は除く）

※なお、既に実施している事業であっても、事業内容の充実・強化を図った場合は対象となります。

(2) 他の国庫及び都の負担（補助）制度を活用している事業

(3) 自治体独自の個人に対する金銭給付事業、利用者負担を直接的に軽減する事業

(4) 土地買収等個人の資産を形成する事業

(1) 地域の支え合い活動の立ち上げ支援事業

区分	事業内容	補助基準額
ア	住民組織やNPO等が実施する地域における高齢者や障害者等への支援を目的とする取組等の先駆的な事業	1事業あたり 350万円以内
イ	地域における要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項、サービス利用状況及び課題等を把握及び当該情報を記載した台帳（要援護者マップ）の整備	1事業あたり 500万円以内
ウ	認知症高齢者等の徘徊に対応するため、警察や交通機関等を含め、市民が広く参加する徘徊高齢者の検索・発見・通報・保護や見守りのためのネットワーク（徘徊・見守りSOSネットワーク）の構築	
エ	地域包括ケアに資する様々な地域資源による連携体制の構築支援	
オ	介護支援ボランティア等の新たな仕組みの導入支援	
カ	その他地域支え合い体制の構築に資する取組への支援	知事が定めた額

(2) 地域活動の拠点整備

区分	事業内容	補助基準額
ア	訪問介護と訪問看護、在宅支援診療所等が緊密な連携の下でのサービス提供や情報共有のためのネットワークやシステムの整備	1拠点あたり 100万円以内
イ	地域包括支援センターのサブセンター又はプラチセンターの整備	1拠点あたり 200万円以内
ウ	上記ア・イの他、高齢者等の生きがい活動、障害者の地域生活支援を支える夜間も含めた緊急対応等の地域活動を行う拠点の整備	1拠点あたり 100万円以内
エ	家族介護者の協議会設置等、家族介護者によるネットワーク又は家族介護者支援の拠点の整備	
オ	行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源による連携に資する協議会の設置等による協働体制の構築支援	
カ	その他地域支え合い活動の拠点となる組織・施設の整備	

(3) 人材育成

区分	事業内容	補助基準額
ア	行政、自治体、民生委員等の様々な地域資源が各々の日常業務の中で高齢者等への声かけや見守りを行うことを目的とする組織（見守り活動チーム）の育成	知事が定めた額
イ	訪問介護員等の有資格者のうち、一定期間離職した者に対する再研修	
ウ	地域のインフォーマルサービスの担い手となる生活・介護支援サポーターの養成	
エ	その他地域支え合い体制の構築に資する人材の育成	

(4) 上記事業に係るその他の事業

事業内容	実施主体
上記事業を円滑に実施するために都道府県において必要となる経費	都

